

【ベトナム】新国籍法の施行へー在外ベトナム人の「二重国籍」

海外立法情報課・遠藤 聡

* 2009年7月1日、ベトナムで、「2008年国籍法」が施行される。同法は、2008年11月13日に国会を通過し、11月28日に公布された。同法の施行により、「ベトナム公民」としてベトナム国籍を保持することで、在外ベトナム人が「二重国籍」を保持することが可能となる。

在外ベトナム人の国籍問題

現在、海外に居住する「在外ベトナム人」(Overseas Vietnamese)は300万人を超えるといわれている。彼らの多くは、1975年以降に難民として海外に定住した者及びその子孫である。1986年のドイモイ(刷新)開始にともなう対外開放政策の推進により、1990年代以降、在外ベトナム人からの海外送金額が急増した。また、一時帰国者の増加にともない、在外ベトナム人からの投資額も増加していった。こうした中、1998年、在外ベトナム人や国内居住の外国人等の国籍状況を明確にするために、「ベトナム国籍法」(7/1998/QH10)(以下「1998年国籍法」という)が制定された。

「1998年国籍法」は、外国国籍をもつ在外ベトナム人に対するベトナム国籍の回復、及び国内居住の外国国籍者によるベトナム国籍の取得(帰化)を認めた。ここで問題となったのが「二重国籍」の是非についてである。同法の第3条「1国籍の原則」において、「ベトナム社会主義共和国は、ベトナム公民(cong dan=citizens)がベトナム国籍の1国籍をもつことを公認する」と規定した。一方で、第24条「ベトナム国籍の離脱」においては、「ベトナム公民が外国国籍を取得するためにベトナム国籍を離脱する申請をする場合、ベトナム国籍を離脱することができる」と規定した。

すなわち、ベトナム国籍の離脱申請をしない場合、当該の者の「二重国籍」状態が継続することになる。こうした在外ベトナム人の不明確な国籍状況に対処するために、法の整備が必要となった。

国家と公民の関係

「ベトナム国籍法」(24/2008/QH12)(以下「2008年国籍法」という)は、「1998年国籍法」に代わるものとして、2008年11月に制定された。

「1998年国籍法」では、「国家と公民の関係」について以下のように規定していた(第4条)。①「ベトナム国籍をもつ者は、ベトナム社会主義共和国公民である」、②「ベトナム公民は、ベトナム社会主義共和国によって公民の各権利を保障され、法律の規定に従い国家及び社会に対して自身の義務を遂行しなければならない」。

「2008年国籍法」の同規定(第5条)では、①「ベトナム国籍をもつ者は、ベトナム公民である」とし、「ベトナム社会主義共和国」の国名を外した。また、以下のように、在外ベトナム人のベトナム公民としての規定が追記された。③「ベトナム社会主

義共和国は、国から遠く離れた環境に適合しつつ、公民の各権利を享受し、公民の義務を遂行する条件を有する在外ベトナム人のための政策を実施する」、④「外国に定住しており、外国国籍を同時にもつベトナム公民の権利及び義務は、関係する法律の規定に従い実現される」。

在外ベトナム人に対する保護

「2008年国籍法」において置かれた「在外ベトナム人に対する保護」に関する規定は、以下のように「1998年国籍法」の規定をそのまま踏襲している。「ベトナム社会主義共和国は、在外ベトナム人の正当な権利を保護する。国内の各国家機関及び在外のベトナム代表機関は、彼らの保護を実現するために、在住国の法律並びに国際法及び国際的慣行に従い、すべての必要措置を実施する責任を有する」（第6条）。

在外ベトナム人の「二重国籍」の容認

「2008年国籍法」は、第4条「国籍の原則」として、「ベトナム社会主義共和国は、この法律に別段の定めがある場合を除き、ベトナム公民がベトナム国籍の1国籍をもつことを公認する」と規定している。すなわち、以下に記すように、ベトナム公民の「二重国籍」の保持が法的に保障されたことになる。

第13条「ベトナム国籍保持者」において、「この法律が効力を発する日までに、ベトナムの法律の規定に従いベトナム国籍を喪失していない外国に居住するベトナム人は、ベトナム国籍を保持し、この法律が効力を発する日から5年以内に、ベトナム国籍の維持のために、在外のベトナム代表機関において登録しなければならない」との規定が置かれ、在外ベトナム人のベトナム国籍の保持及び維持が保障された。

ベトナム国籍の回復については、これまで、いずれか1つに合致すれば回復が認められる条件であった①「ベトナムに帰国する」、②「ベトナム公民の妻、夫、実父、実母又は子をもつ」、③「ベトナムの祖国防衛及び建設事業に貢献した特別な功績を有する」、④「ベトナム社会主義共和国にとって利益をもたらす」の4条件のほかに、⑤「ベトナムで投資を行う」、⑥「外国国籍の取得のためにベトナム国籍を離脱したが、外国国籍を取得していない」の2条件が加わった（第23条）。さらに、ベトナム国籍を回復した者は外国国籍を離脱しなければならないが、前記の②、③、④に該当する者は、特別の場合において国家主席の許可を得れば、当該措置から免れることとした（同条）。

参考文献（インターネット情報はすべて2009年3月19日現在である。）

- ・“Luât Quoc Tich Viet Nam, 24/2008/QH12.”（2008年ベトナム国籍法）ベトナム国会サイト
<<http://vietlaw.gov.vn/LAWNET/docView.do?docid=22869&type=html&searchType=fulltextsearch&searchText=>>
- ・“Revised nationality law lives up to overseas Vietnamese’s expectations,” 2008.11.14. ベトナム外務省サイト<<http://www.mofa.gov.vn/en/nr040807104143/nr040807105039/ns081114085307>>
- ・古屋博子『アメリカのベトナム人－祖国の絆とベトナム政府の政策転換』明石書店, 2009.